

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027 沿革（略） <u>令和8年3月2日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027 沿革（略）</p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、年月日から年月日までの期間に行った貿易代金貸付（附帯別表第1に掲げるもの（以下「貿易代金」という。）の支払のための資金の貸付に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得をいう。以下同じ。）又は保証債務の負担（貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「借入金等」という。）に係る保証債務の負担をいう。以下同じ。）について、貿易代金貸付又は保証債務の負担が附帯別表第2に該当する場合は、原則として、貿易代金貸付金債権等又は借入金等に係る契約の締結後、貿易代金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、<u>貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い（令和8年3月2日</u></p>	<p>（付保対象等）</p> <p>第1条 銀行等は、年月日から年月日までの期間に行った貿易代金貸付（附帯別表第1に掲げるもの（以下「貿易代金」という。）の支払のための資金の貸付に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得をいう。以下同じ。）又は保証債務の負担（貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金若しくは当該資金を調達するために発行される公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「借入金等」という。）に係る保証債務の負担をいう。以下同じ。）について、貿易代金貸付又は保証債務の負担が附帯別表第2に該当する場合は、原則として、貿易代金貸付金債権等又は借入金等に係る契約の締結後、貿易代金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、<u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060。以下「外貨建特約書（貸</u></p>	

<p><u>26 - 制度 - 00008</u>）に規定する外貨建対応方式特約（以下「外貨建特約」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）、<u>外貨建特約</u>及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	<p><u>付金債権等</u>）」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00061。以下「<u>外貨建特約書（保証債務）</u>）」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）、<u>外貨建特約書（貸付金債権等）又は外貨建特約書（保証債務）</u>及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	
<p>（外貨建特約が付された場合の保険料の額） 第13条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について<u>外貨建特約</u>が付された場合は、<u>当該特約</u>の対象となる部分につき、第6条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は<u>当該特約</u>の定めるところに従うものとし、銀行等が保険料を納付すべき場合の当該保険料の額は、保険契約を締結した貿易代金貸付又は保証債務の負担ごとに当該特約に掲げる金額とする。</p>	<p>（外貨建特約書が付された場合の保険料の額） 第13条 銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約について<u>外貨建特約書（貸付金債権等）又は外貨建特約書（保証債務）</u>が付された場合は、<u>各特約書</u>の対象となる部分につき、第6条の規定にかかわらず、銀行等及び日本貿易保険は<u>各特約書</u>の定めるところに従うものとし、銀行等が保険料を納付すべき場合の当該保険料の額は、保険契約を締結した貿易代金貸付又は保証債務の負担ごとに当該特約に掲げる金額とする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>		